

(仮・抄訳)

クロスボーダー店頭デリバティブ市場規制における 原則等に関する共同プレス声明 (概要)

(前文は省略)

1. 清算対象の決定に係る了解

各々の法体系及び政策目標の達成と整合的な方法で、我々は、清算集中義務の対象となるデリバティブ商品に関する最終決定を行う前に、互いに協議することに合意する。我々は、その一国が特定の商品又は商品分類に対して清算集中義務を適用すべきであると決定した際には、各国においても、同一の商品に同様の清算集中義務を適用すべきか否かを、その国内市場の特性を考慮し、そして各々の法体系における適切な決定プロセスに沿って検討することにコミットする。

我々は、清算集中義務の対象を決定する際の協議を行うためのプロセスの策定に共同して取り組むことに合意する。

2. 情報共有と監督・執行協力に係る了解

我々は、監督・執行協力の取極めを締結し、遵守することにより、認証、代替的コンプライアンス措置及び登録類型と適用除外に関するアプローチを実施するにあたり、効果的な協調を促進すべきであることを認識する。

我々は、関連監督当局は、以下の点を確保するよう試みることに合意する。

- a. クロスボーダーで活動する市場参加者、市場仲介者及び市場インフラ（以下「市場参加者等」）に対する効果的な監督及びオーバーサイトを可能にするとともに、これらの主体が各国の法令及び規制要件を遵守することを担保するために、(IOSCO(証券監督者国際機構)が採択した監督協力取極めの雛型を活用しつつ) 関連監督当局との監督協力取極めを締結すること、そして、
- b. IOSCOのMMOU(多国間情報交換枠組み)をベースにして二国間で執行協力の取極めを締結する、もしくはIOSCOのMMOUに加盟すること

我々は、これらの監督・執行協力の取極めの下、相手国の法令及び規制要件を満たすために必要な支援をお互いに提供するために最大限努力する。

また、我々は、そのような取極めは、その当局の認証又は登録の枠組み(代替的

コンプライアンス措置、登録類型や適用除外を含む)の下で、市場参加者等が関連情報を提供するという義務の履行を、除外するものでないことを認識する。

我々は、当局がその責務を適切に果たすために必要となるデータへの適切かつ効果的なアクセスを持つべきであることに合意する。我々は、その国内法又は関連する国際的な規制勧告・基準・原則と整合的な形で、他の当局がTR(取引情報蓄積機関)保有データへの適切かつ効果的なアクセスをその責務と整合的な形で有することを確保するよう取り組む。

3. 時期に係る了解

2012 年末までに清算集中、TR 報告、取引執行及び資本賦課に関する各国が主要な店頭デリバティブ規制改革を実施するという G20 コミットメントを踏まえ、我々は、各国における実施時期の相違は、規制の欠缺や特定のクロスボーダー規制の適用に関する不確実性を生じさせ得るほか、金融市場における未対処のリスクや、規制の裁定並びに市場参加者等にとって不公平な競争条件を生じさせ得ることを認識する。従って、我々は、早急にかつ各国の秩序ある実施プロセスとも整合的な方法で、店頭デリバティブ規制改革を実行する努力を再確認する。

適用法令及び規制に整合的な形でかつ可能な場合には、クロスボーダー規制に関する要件が適用される市場参加者の範囲は明確にされるべきである。特定の国において法令や規制が存在しないことにより、認証や代替的コンプライアンス措置に基づいた法体系を認めるという目的に照らし、そのような国に関する評価は制限され得る。我々は、同等の規制、監督、包括的なオーバーサイトを実施している国々にある主体に適切な実施移行期間を与えることを検討する。

クロスボーダーでの適用に関する規制の公布にあたり、新たな店頭デリバティブ規制要件に関する秩序ある移行を円滑に行うべく、我々は、適切な環境の下で、そして他の当局との協議の上で、クロスボーダーにおける規制を円滑に実施するために合理的で限定的な移行期間を設けることに合意する。G20 コミットメントに則り、各国の規制要件と主要な政策目的に整合的で、クロスボーダーにおける整合性やその他生じ得る問題に十分対処できるような柔軟な方法で、迅速に関連規制を最終化し、そして速やかに公布するために、我々は立法機関とともに取り組んでいくことにコミットする。

4. 今後の検討分野（規制の範囲及び、クロスボーダー遵守に関する認証又は代替的コンプライアンス措置）

我々は、クロスボーダー活動に関し複数の規制が適用される場合、規制対象となる主体、取引及びインフラへのいくつかの異なる可能なアプローチについて議論した。我々は、法令の範囲の相違及び外国の市場参加者等への要件の適用について議論した。我々はまた、抵触する法令の適用を防止する必要があること、そして不整合で重複する法令の適用を、適当な場合には、最小化したいと望んでいることに留意した。我々は、その法令又は他の法的要件と整合的な形で、下記の一つもしくはは複数、又は他の異なるアプローチが検討されるべきであることに同意する。

a. 認証

— 当局は、市場参加者等が他の当局の規制により、当該当局が同程度又は同等と認める他の当局の規制及びオーバーサイトに既に服している場合には、その規制要件の全てもしくは一部を実質的に満たしていると認定しうる。

b. 登録及び代替的コンプライアンス措置

— 全ての関連市場参加者等に対して登録を求める当局は、その登録プロセスの一部として、特定の状況下で、外国規制を遵守することをもって、そうでなければ適用されるであろう規制要件の遵守に代替することを許容しうる。代替的コンプライアンス措置を許容するにあたり、当局は、(i)外国の規制及びオーバーサイトが同じ規制上の目的を満たし、(ii)外国規制当局が、外国の関連市場参加者等による遵守を支援又は執行する権限・手段を持っているという事実に基づいて、当該主体が既に同等の規制、監督、包括的なオーバーサイトに服しているかをまず決定しなければならない。いくつかの国の規制制度では、この登録プロセスが“認証”として見なされていることに留意すべきである。

c. 取引及び代替的コンプライアンス措置

— 当局は、特定の状況下で、外国規制を遵守することをもって、そうでなければ適用されるであろう取引上の規制（つまり、登録状況の如何に関わりなく適用される規制）要件の遵守に代替することを許容しうる。代替的コンプライアンス措置を許容するにあたり、当局は、(i)外国の規制監督が同じ規制上の目的を満たし、(ii)外国規制当局が、外国の関連市場参加者等による遵守を支援又は執行する権限・手段を持っているという事実に基づいて、取引が既に同等の規制に服しているかをまず決定しなければならない。

d. 登録類型と適用除外

- 当局は、市場参加者等に対して登録を求めうる。そのような当局は、異なるいくつかの登録類型を定め、市場参加者等に対して、その特性や活動に基づいて、異なる規制要件に、又は同じ規制要件ではあるものの異なる方法で服する機会を与えることができる。これは、当該主体が既に他の当局による同等な規制及びオーバーサイトに服している場合に、オーバーサイトにおける柔軟性を提供するものである。また当局は、そのような主体の他の規制当局に対する既存の義務を考慮して、特定の市場参加者等を登録や他の要件から免除することも選択できる。

我々は、これらの異なるアプローチは、企業毎に実施されるのではなくむしろ各国で適用される規制体系に注目し、また、法令、監督そして執行上の検討を要するであろうことに合意する。

当局は、同一主体や取引に対して、抵触し、不整合でかつ重複する法令の適用を特に考慮しつつ、これらの異なるアプローチについて検討を行う。

我々の法令や規制を満たすために、認証又は代替的コンプライアンス措置により他国の法令や規制への遵守を許容すること、又は我々の法令や規制からの適用を除外することは、法律に服する主体又は取引に対する適切な規制、監督、執行上の措置を講じる我々の権限を制限又は喪失させるものではない。しかし、この場合、そのような措置をとるに際し、他の国の関連当局との緊密な協議が必要となる。

我々は、認証、代替的コンプライアンス措置、登録類型と適用除外の概念の一層の精緻化するため、引き続き共に取り組み、それには、認証、代替的コンプライアンス措置、登録類型と適用除外を使用する場合の各国のプロセスや、そのような措置をとるにあたり満たすべき条件について引き続き適時に協議を行うことが含まれる。

次なるステップ

これらの了解事項や今後の検討分野を支持しつつ、我々は定期的に会合を持ち、そして互いに協議を行うことにコミットする。我々は2013年初頭にブラッセルで次回会合を行うことに同意する。今後の会合では下記の項目に対処することになる

う。

1. 特定された法令の抵触、不整合、重複の解決に関するオプション
2. 規制体系の同等性を決定する上での基本に関連する下記の事項
 - a. 市場参加者等への規制に関して期待される規制上の効果の議論
 - b. ある規制体系が特定の効果を達成するか否かの評価に役立つような、関連国際基準を含む可能な基準の特定
 - c. 関連監督当局により締結される必要のある、監督・執行に係る覚書（MOU）を含む、取極めの類型の特定
3. 時期と順序に関連し、当局は 2013 年 1 月に会合を行い、お互いにその法令の最終化や実施のタイミングや可能な移行期間を通知し、また、グローバルな規制のオーバーサイトを改善するために各国がとることを予定している具体的なステップの進捗状況について情報を共有する。
4. 清算集中の決定に関連し、今後以下を行う。
 - a. デリバティブ商品が清算集中義務の対象となるかを最終決定する前に、互いに協議するプロセスとその方法を策定する。
 - b. 上記の協議プロセスの目的に関する理解に合意する。

5. 国際的な責務

我々は、IOSCO 及び他の基準設定主体による国際基準の設定と発展を引き続き支持し、また店頭デリバティブに関する様々な作業部会に引き続き積極的に貢献する。我々は国際基準設定主体間での協調を確保するためのFSB(金融安定理事会)の努力を支持する。我々は更に、店頭デリバティブ規制に関するG20の規制改革課題の実行を促進するFSBの努力を支持する。